

資 料

（地方法人課税関係）

目 次

・ 法人住民税の概要	1
・ 法人事業税の概要	2
・ 法人事業税における外形標準課税について	3
・ 外形標準課税導入初年度の実績	4
・ 法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移	5
・ 法人二税の税率の推移	6
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較(未定稿)	7
・ 地方財政の果たす役割	8
・ 地方税収の偏在状況(平成18年度決算見込)	9
・ 法人二税の分割基準(概要)	10
・ 法人事業税の分割基準(改正の経緯)	11
・ 三重県及び亀山市における主な企業立地の優遇制度(未定稿)	12
・ 企業誘致による経済波及効果(三重県亀山市の事例)(未定稿)	13
・ 地方税・財源の充実と課税自主権(佐藤主光専門委員報告のポイント)	14
・ 地方税改革の課題－税収格差問題を中心に(小西砂千夫専門委員報告のポイント) ...	15

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、道府県民税と市町村民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

法人住民税

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

〔税率〕 道府県民税：2～80万円

市町村民税：5～300万円（制限税率は標準税率の1.2倍）

〔税収〕 都道府県：1,369億円 市町村：3,902億円 ＊平成19年度地方財政計画額

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

〔税率〕 道府県民税：法人税額の5%〔法人所得の1.5%相当〕（制限税率6%）

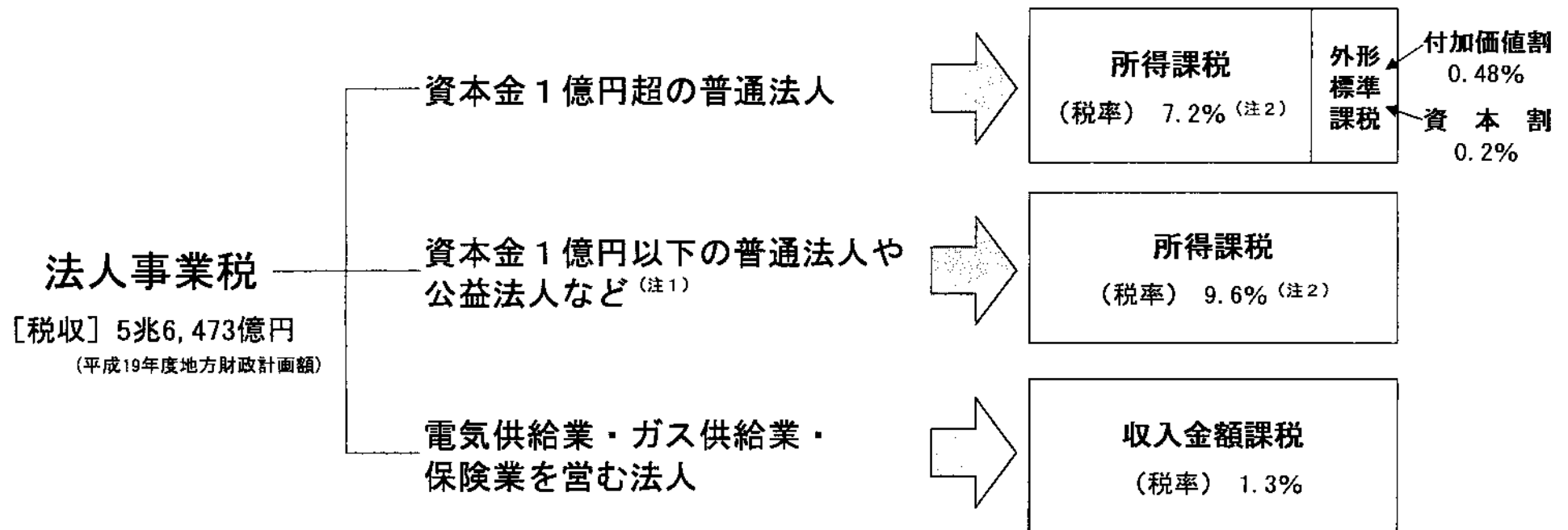
市町村民税：法人税額の12.3%〔法人所得の3.69%相当〕（制限税率14.7%）

〔税収〕 都道府県：9,669億円 市町村：2兆4,755億円 ＊平成19年度地方財政計画額

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。
(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。



(注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については6.6%の税率が適用される。

2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。

※ 制限税率は標準税率の1.2%。

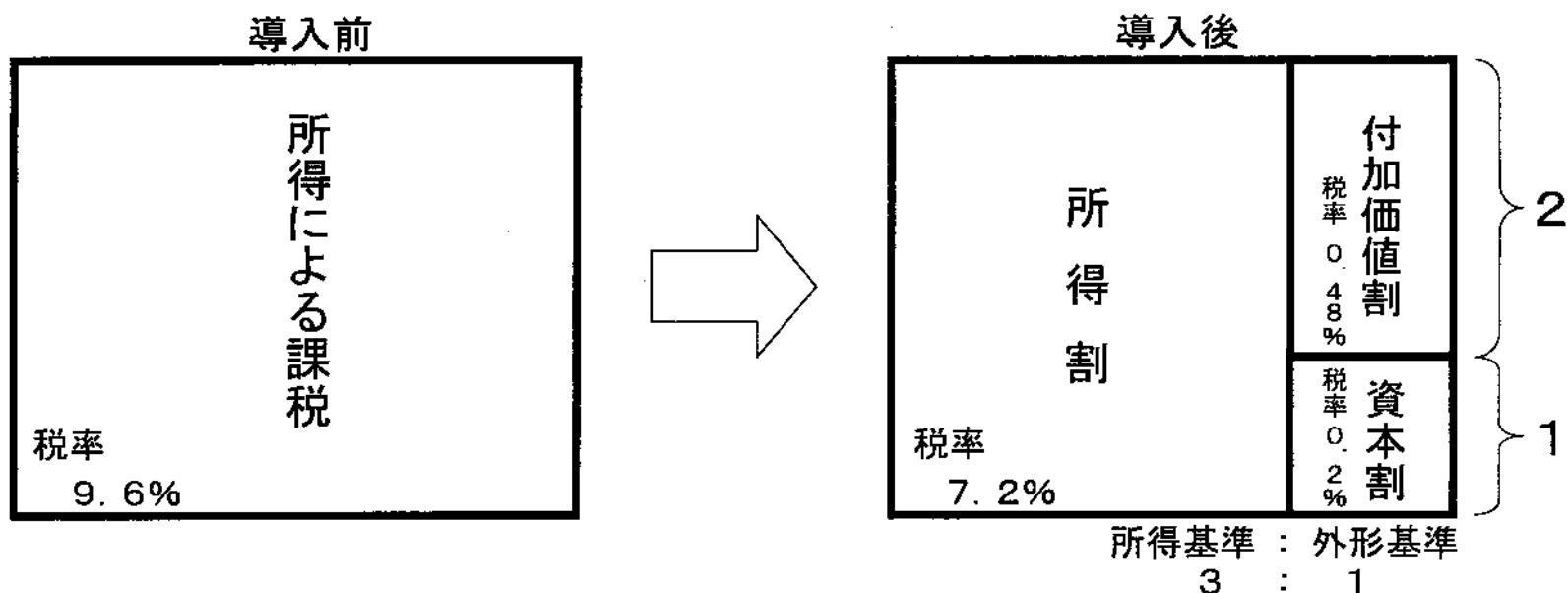
法人事業税における外形標準課税について

導入の趣旨

- ・ 税負担の公平性の確保 —— 法人事業税を負担していなかった多数の欠損法人についても応分の負担
- ・ 応益課税としての税の性格の明確化 —— 事業活動の規模に応じた課税を可能に
- ・ 経済の活性化 —— 法人所得に対する税負担を相対的に緩和し、努力した企業が報われる税制へ
- ・ 税収の偏在を緩和 —— 所得に比べ、都道府県ごとの偏在が小さい付加価値額を課税標準に

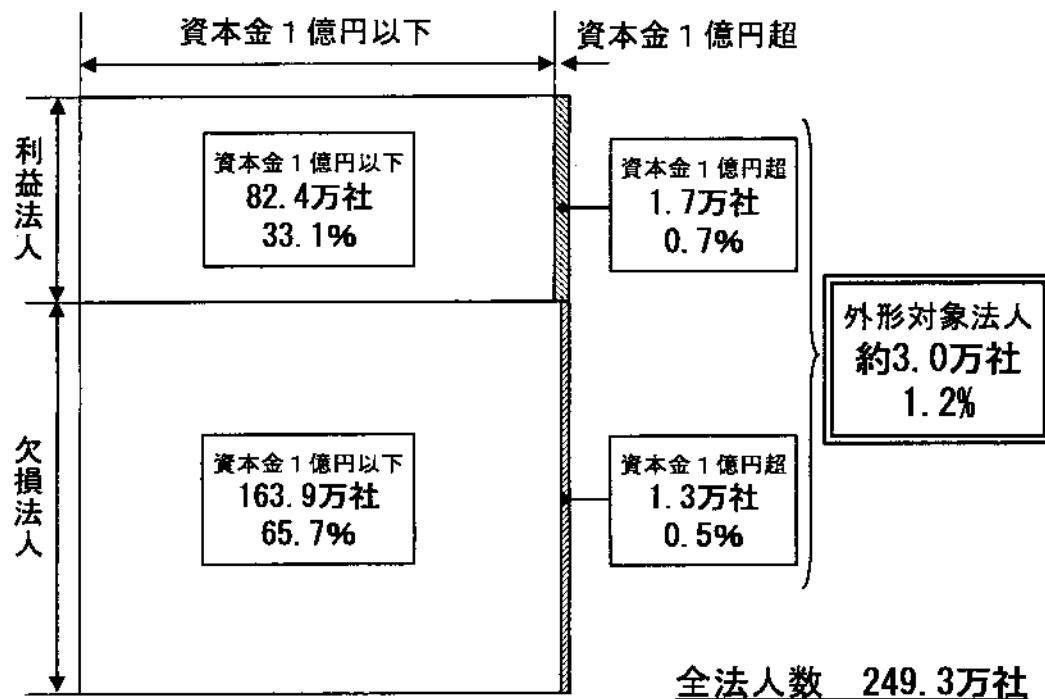
概 要

- 対象は、資本金1億円を超える普通法人。
- 平成16年4月1日以降開始の事業年度から適用（平成15年度税制改正）。
- 4分の1が外形標準課税、4分の3は所得課税。

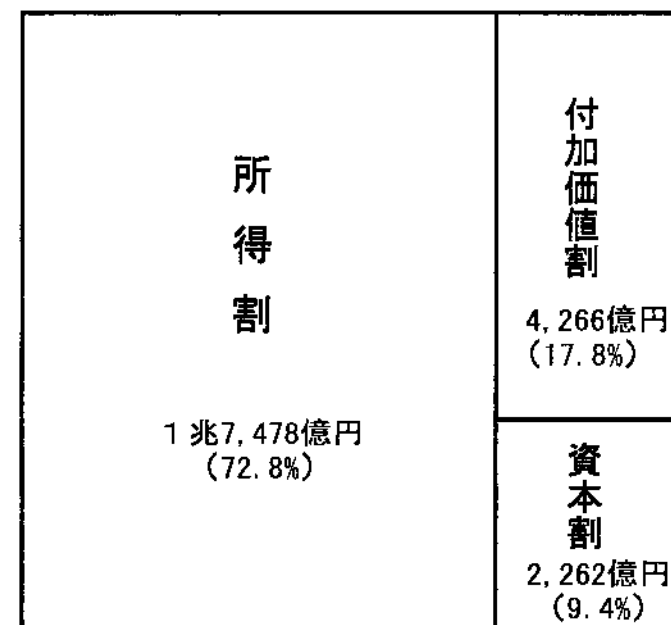


外形標準課税導入初年度の実績

対象法人数



税 額

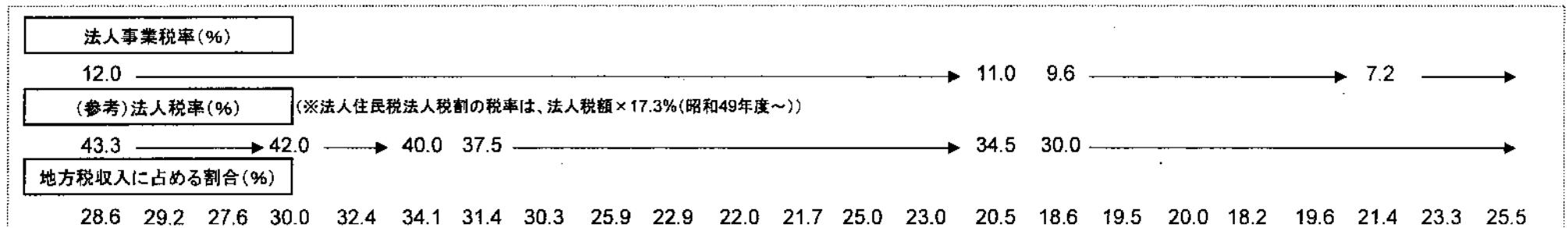
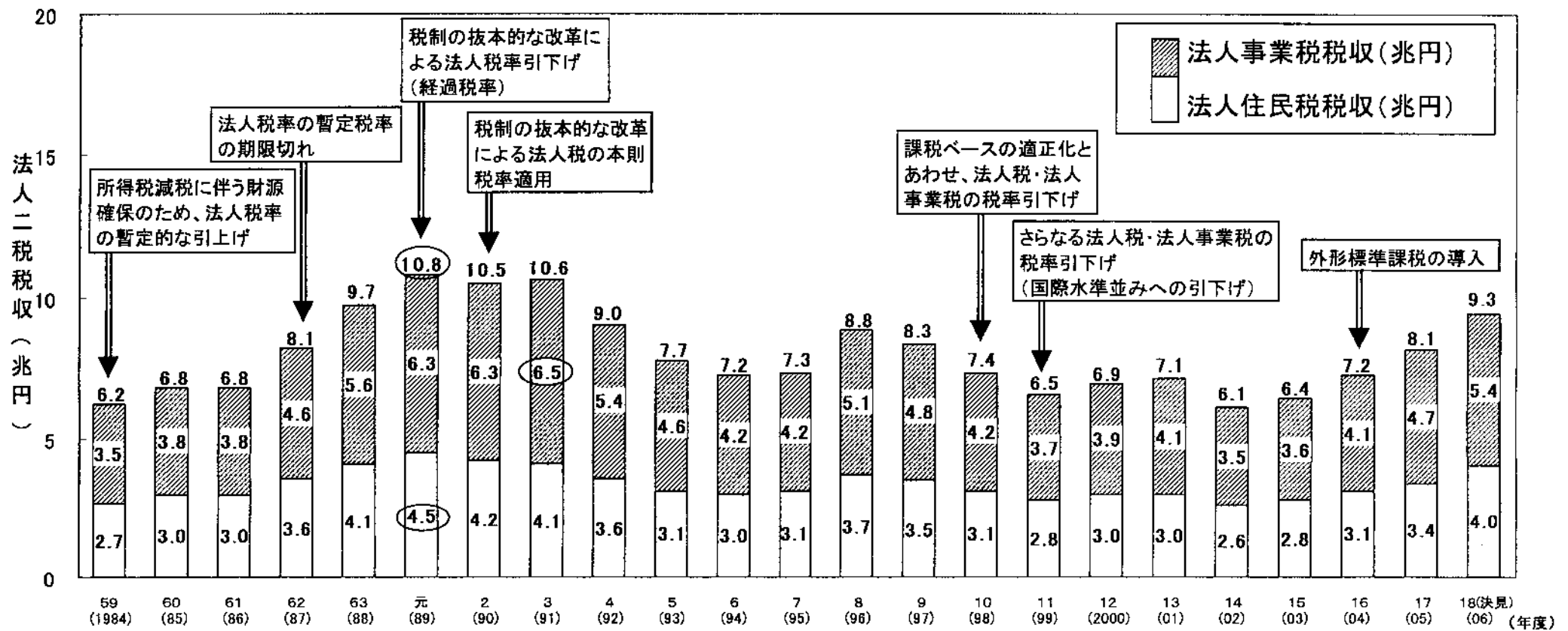


所得基準：外形基準

72.8% : 27.2%

- (注) 1 法人数は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成17年度道府県税の課税状況等に関する調」による。
- 2 税額は、平成17年2月1日から平成18年1月31日までの間に決算を行った外形標準課税対象法人(28,158社)を集計した値である。
平成17年2月及び3月に決算を行った法人のうち一部については、平成16年3月31日以前開始の事業年度であるため、外形標準課税の対象に含まれていない。
- 3 数値は速報値であり、精査により異動することがある。

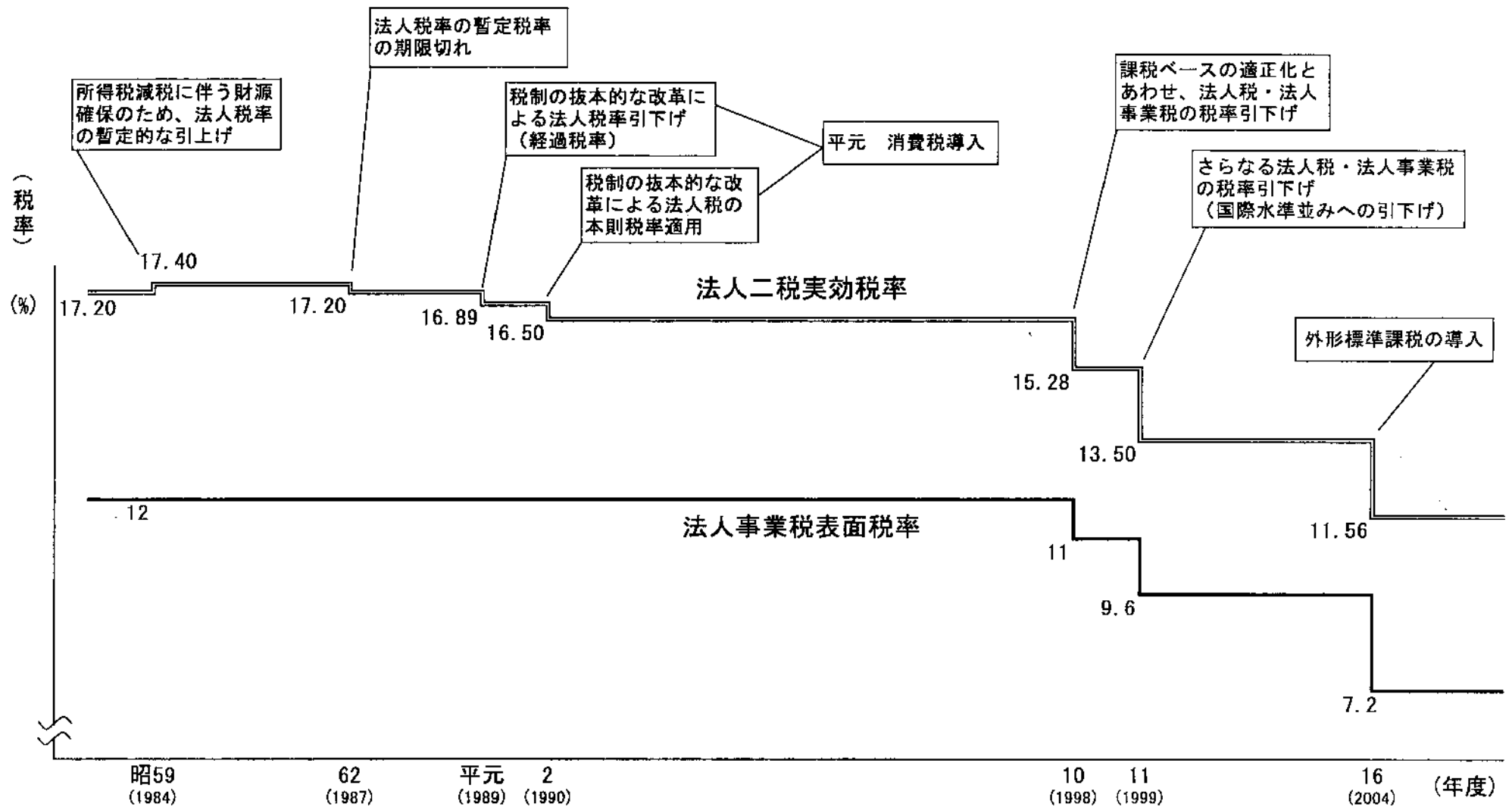
法人二税(法人住民税・法人事業税)の税収の推移



(注) 1 17年度までは決算額、18年度は決算見込額である。

2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。

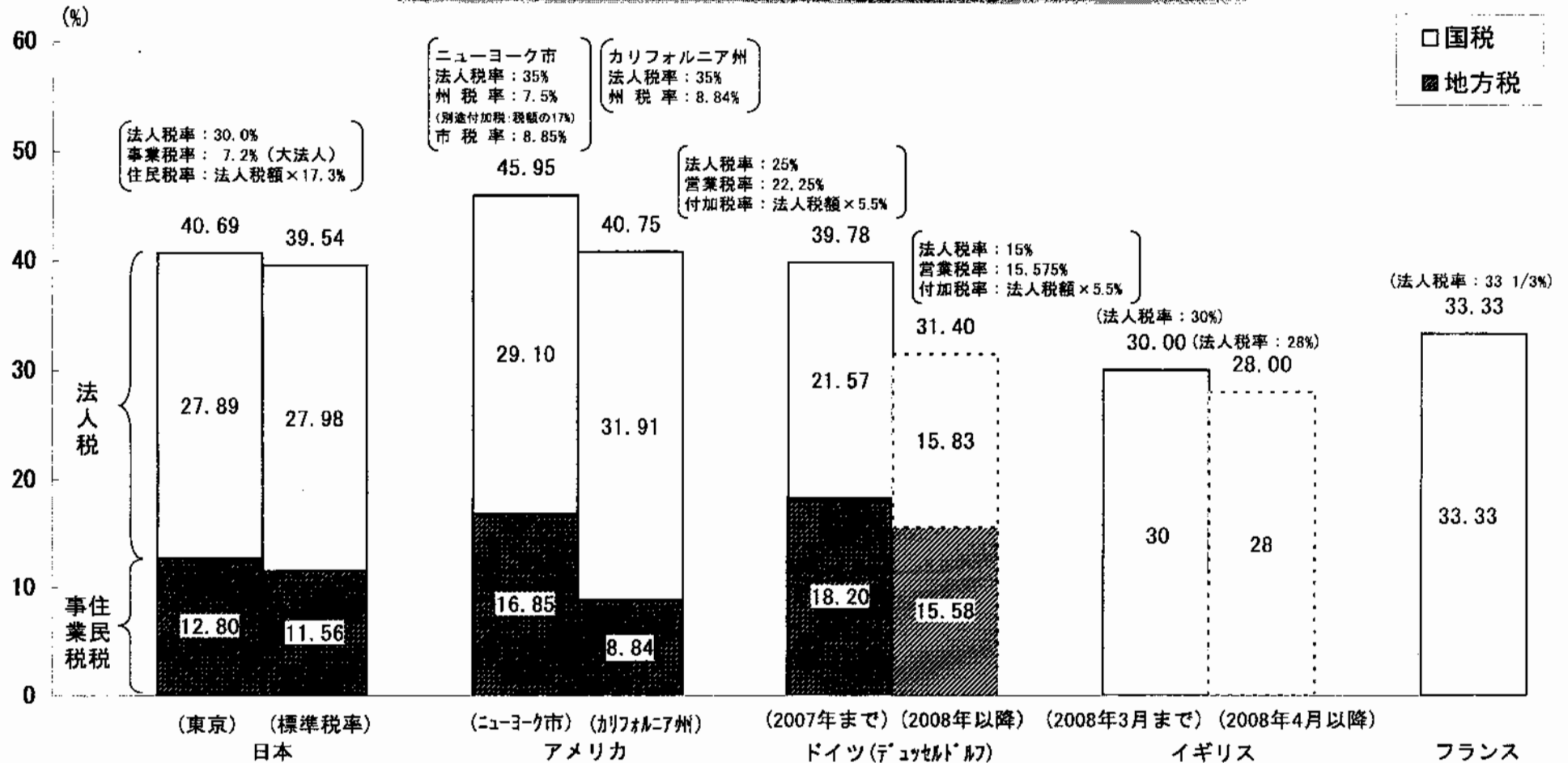
法人二税の税率の推移



- (注) 1 法人二税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。

法人所得課税の実効税率の国際比較（未定稿）

（2007年7月現在）

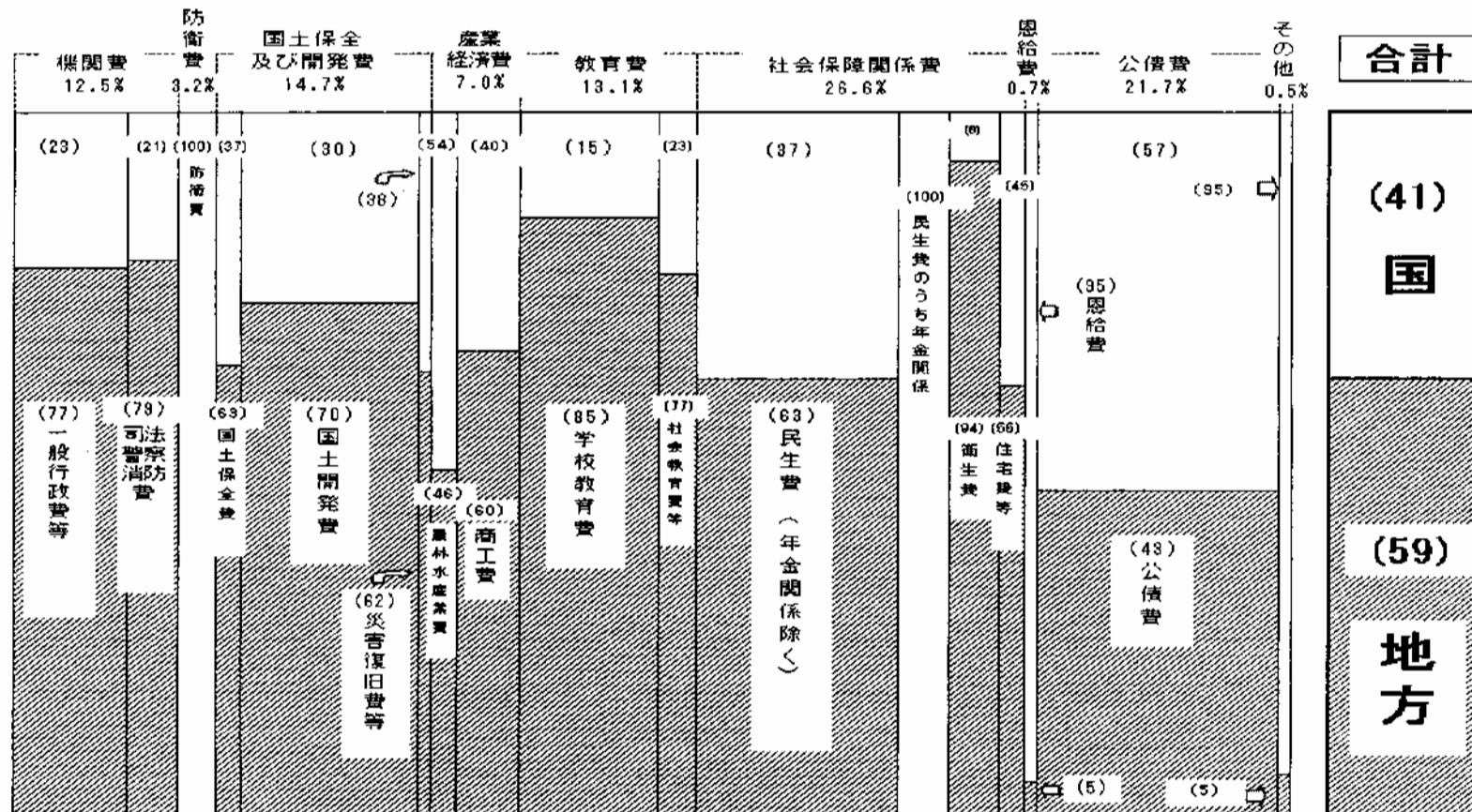


- (注) 1 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法人の税率である。
- 2 アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
- 3 ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「地方税」は、デュッセルドルフの例（賦課税率445%）である。ドイツの「国税」のうち、法人税は連邦と州の共有税（50:50）、付加税は連邦税であり、「地方税」である営業税は、営業収益を課税標準とする市町村税である。H19.1.1より法人税率は15%、営業税率は3.5%、営業税の損金算入は廃止される。
- 4 フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、地方団体の手で実施されている割合が高い。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで6割となっている。

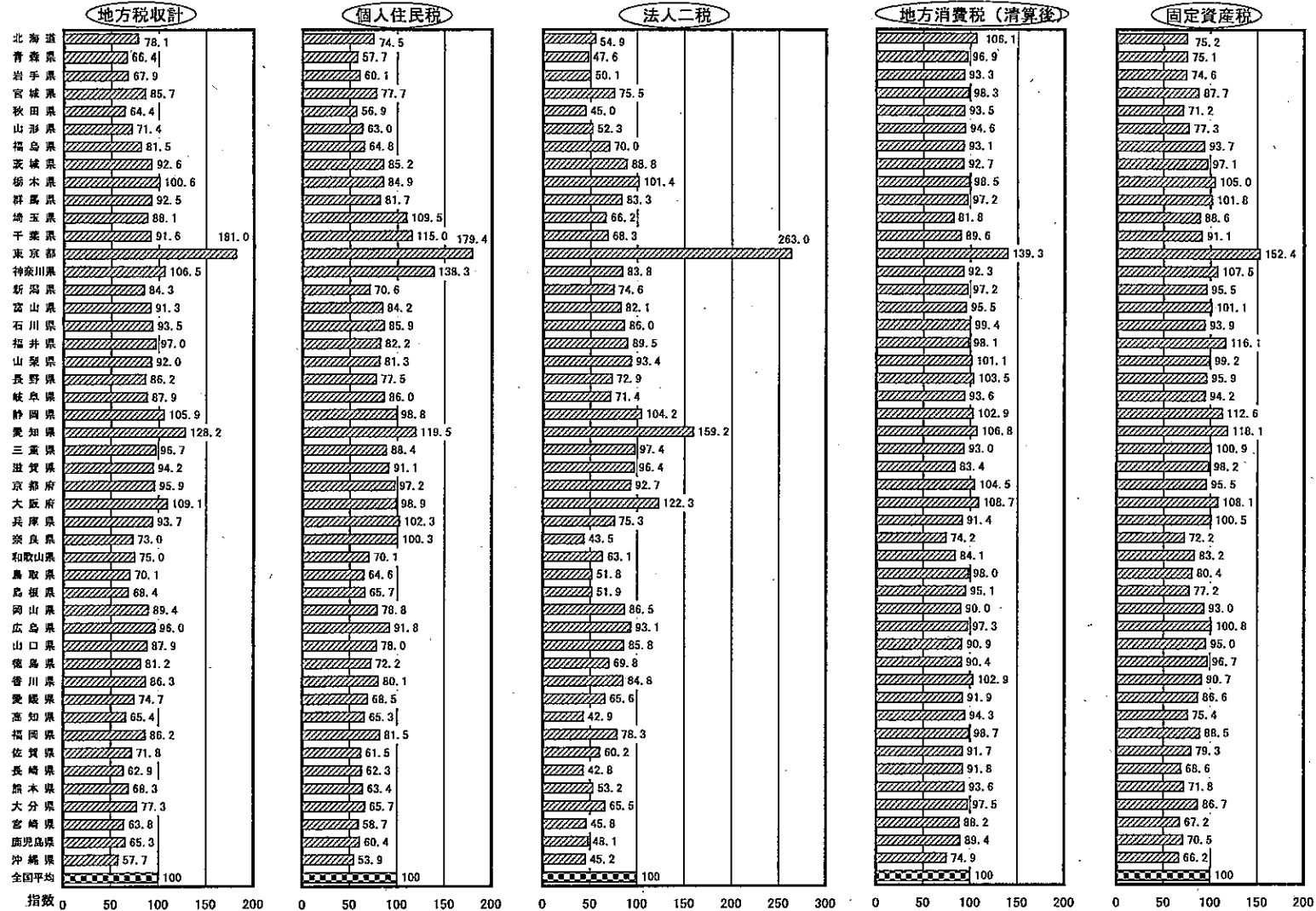
○ 国と地方の役割分担(平成17年度決算) <歳出決算・最終支出ベース>



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方税収の偏在状況(平成18年度決算見込)

—地方税収の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合)—



最大/最小: 3.1倍

最大/最小: 3.3倍

最大/最小: 6.1倍

最大/最小: 1.9倍

最大/最小: 2.3倍

【平成18年度決算額見込額】
35.8兆円

8.7兆円

8.7兆円

2.6兆円

8.5兆円

(※)「最大/最小の倍率」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

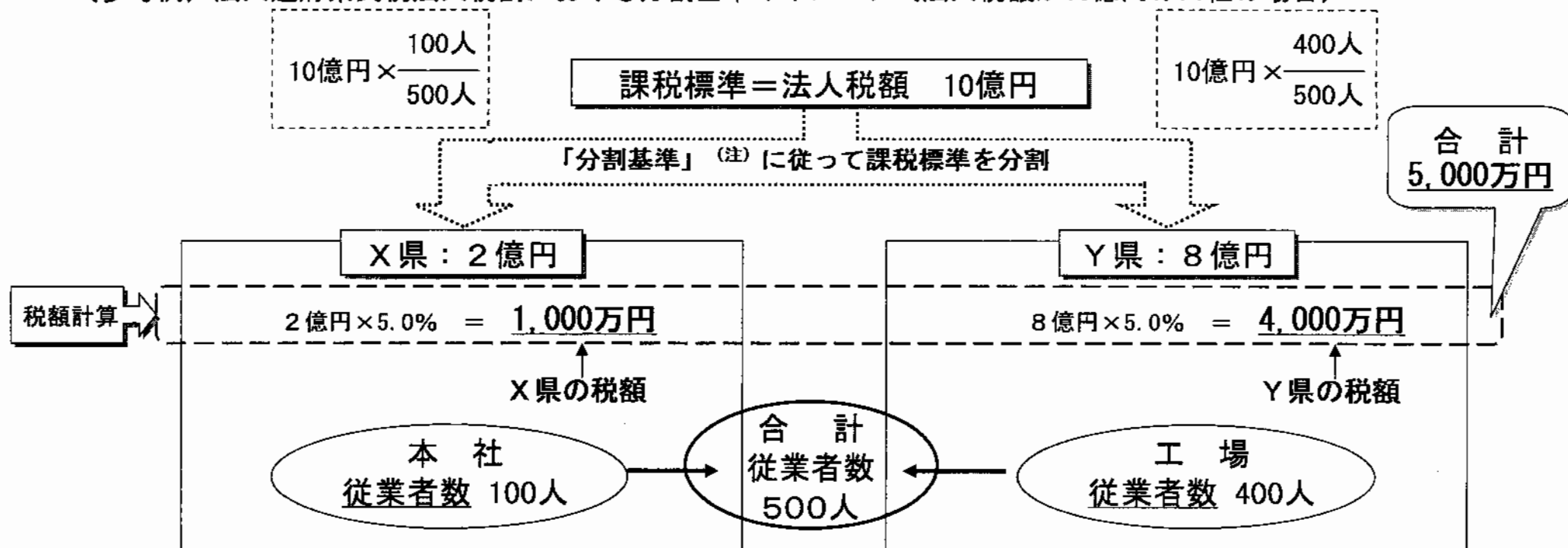
法人二税の分割基準(概要)

- 法人二税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」＝課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



(注) 法人住民税法人税割における分割基準は、従業者数である。

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年 (1951年度)	S29年 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数			各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が 1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 について は1/2				1/2を事務 所の数 1/2に従業 者の数
銀行業 保険業 証券業		1/2を事務所 の数 他の1/2に従 業者の数						証券業が追 加された	※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業			資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2					資本金1億 円以上の法 人の工場の 従業者数に ついては 1.5倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置は 廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2 に従業者 の数	軌道の延長 キロメートル 数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業						1/2を発電 所の固定資 産の価額 他の1/2を 固定資産の 価額	3/4を発電 所の固定資 産の価額 他の1/4を 固定資産の 価額		

三重県及び亀山市における主な企業立地の優遇制度(未定稿)

【三重県】産業集積促進補助事業

産業集積促進補助金

1. 補助上限額：90億円(補助率15%)
2. 補助要件
 - (1) 投資額：600億円(土地代含む)
 - (2) 雇 用：600人(うち常用雇用300人、県内常用雇用100人)
3. 補助対象：情報通信関連の業種のうち、特に関連産業の集積促進に寄与すると認められる業種に該当すること。

【三重県】知識集約型産業誘致促進補助事業

基幹産業立地促進補助金

1. 補助上限額：10億円(うち5億円は法人事業税・法人県民税納税額の8割相当額を5年間交付)
2. 補助要件
 - (1) 投資額：150億円以上(土地を除く)
 - (2) 雇 用：常用雇用20人
3. 補助対象：輸送用機械器具、化学・石油製品、電気機械器具、一般機械器具

※三重県では、このほか「バレー構想等先端産業立地促進補助金」「研究開発施設等立地促進補助金」「地域資源活用型産業等立地促進補助金」の制度がある。

[出典：三重県作成資料及び亀山市作成資料]

【亀山市】産業振興条例による奨励金

要件			交付金額等	
投下固定資産総額	新規雇用者	区分	奨励金交付額	交付期間
600億円以上 (5年以内)	300人以上 (5年以内)	新設	各年度の固定資産税相当額の90/100の額 (限度額総額45億円)	15年
200億円以上	100人以上	新設増設	各年度の固定資産税相当額の70/100の額 (各年度限度額2億円)	5年
10億円以上	30人以上	新設増設	各年度の固定資産税相当額の50/100の額 (各年度限度額1億円)	3年

企業誘致による経済波及効果（三重県亀山市の事例）（未定稿）

【人口】

（出典：国勢調査）

	平成12年（A）	平成17年（B）	（B）／（A）
人口（人）	46,606	49,253	105.7%
生産年齢人口（人）	30,609	32,313	105.6%

【工業】

（出典：工業統計）

	平成14年（A）	平成17年（B）	（B）／（A）
製造品出荷額（億円）	3,406	7,895	231.8%
製造業従業員数（人）	7,953	10,206	128.3%
従業員1人当たり（万円）	4,283	7,736	180.6%

【雇用】

（有効求人倍率）

	平成14年2月	平成18年2月
鈴鹿管内	0.64	1.56
三重県	0.60	1.43
全国	0.51	1.04

【財政】

（出典：地方財政状況調査表）

	平成14年度	平成18年度
財政力指数（単年）	0.821	1.151
税収（百万円）	7,386	11,000

（「広報かめやま」平成18年10月1日号をもとに作成）

地方税・財源の充実と課税自主権 (調査分析部会 佐藤主光専門委員報告のポイント)

○地方税の現状（問題提起）

- ・ 地方法人二税への依存が、税収の不安定化・税源の偏在の一因。
- ・ ただし、交付税後は交付団体と不交付団体間で財政力が逆転。
- ・ 課税自主権の行使が重要であるが、全体として法人課税に偏ったものとなっており、個人住民税（所得割・均等割）の活用が不十分。

○地方税を巡る議論と政治経済学

- ・ 「地方共有税」構想とは、交付税の既得権益の確保（特例減額の回避）が目的。
- ・ 法人二税の配分基準の見直し（平準化）は、国対地方の利害対立構造を地方対都市（交付団体対不交付団体）と混同。
- ・ 交付税が地方固有の財源であれば、既に国対地方の税収比は、4：6。

○地方税の経済分析

- ・ 住民と地方自治体が正面から向き合い、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が重要。
- ・ 地域間格差、財政的外部効果（租税輸出・租税競争）など、課税自主権の行使の帰結としての不公平に留意が必要。
- ・ 望ましい地方税の条件＝収入の安定性、地域間偏在の少なさ、課税ベースの地域間移動可能性が少ない、応益性（住民に負担が明瞭）

○地方分権を巡る議論等

- ・ 地方分権化は国と地方の財源の奪い合いではなく、国と地方の機能配分（役割分担）を明確にした上で財源配分するもの。
- ・ 分権化は、政府間財政移転（交付税、補助・負担金）の縮小・全廃を意味しない。
- ・ 量的分権化（地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小）よりも、質的分権化（財政面における「自己決定権と自己責任」の確立）が不十分。

○改革のビジョン

- ・ 既存の制度（税源配分等）の弊害・歪みを放置したまま、新しい政策を追加する「対症療法」ではなく、国と地方の責任関係を明確にした上で財政コストの所在を地域住民に明らかにする（コスト意識を喚起する）よう既存制度を見直すことが必要（次善策の前に最善策を追求）。
 - 消費税（交付税法分等）と法人二税の税源交換、あるいは法人事業税の地方消費税化（「付加価値割」の拡充）などの税源配分の見直し。
 - 個人住民税・固定資産税への超過課税などの課税自主権を行使する必要（問われるのは公共サービスの質との比較）。
 - 東京都等「不交付団体」を巻き込んだ交付税改革による水平的財政調整の実現。
 - 国と地方の役割分担の明確化。

地方税改革の課題-税収格差問題を中心に (調査分析部会 小西砂千夫専門委員報告のポイント)

○いわゆる地方税原則について

- ・ 地方自治体は中央政府と比較すると入退出の自由度の高いオープンシステムである。
- ・ 伝統的な地方税原則は、①応益性、②安定性、③普遍性、④負担分任、⑤自主性の原則、⑥地域性などがある。
- ・ 地方税原則に適う税目として、住民税・均等割、固定資産税などが考えられるが、それだけで地方税としての所要額を確保できるわけではなく、住民税のフラット化、事業税の外形標準化、地方消費税のウェイトを高めることは、地方税原則にかなう方向。
- ・ 日本では、自治体への事務配分が国際的に見て大きいことから、地方財源は大きくせざるを得ず、法人関係税などのウェイトが歴史経緯から高い。

○国の財政と地方財政の違い

- ・ 地方財政では、国が地方に事務配分を行い、それにふさわしい財源を賦与するという形をとっており、日本では地方財政計画という形で総額を確保。個別団体では地方税源が賦与され、地方交付税が配分される。
- ・ 地方財政における財政収支の均衡は、国の財政収支にあたる地方財政計画(マクロ)の均衡と個別団体(ミクロ)の均衡の両方があり、それらは異なる問題である。

○地方財政における財政力(財源)格差のとらえ方

- ・ 一人あたりの自主財源などで比較するという考え方もあるが、国が地方に事務配分を行い、それに伴い必要な経費が発生しているという日本の地方財政の現状に留意すれば、財源所要額に対して財源が十分であるかの観点が必要。
- ・ 基準財政需要額の算定が財政需要の実需を反映しているとみなすと、自治体間の格差は、財源超過額と留保財源による不交付団体と交付団体の格差並びに基準財政収入額外の一般財源である留保財源の大きさに反映される交付団体間での格差として整理できる。
- ・ 小規模自治体を中心に税源に恵まれない自治体では、留保財源に対して交付税措置のない元利償還金等が大きく、それが財政運営を圧迫し、そこが格差感の源泉となっている。

○いわゆる税収格差問題について

- ・ 税収格差問題は、地方財政計画の総額の圧縮が進む中で、景気が回復して地方税収入が伸びてきたことによる。
- ・ 近年の税収格差問題は、東京都のような富裕団体に財源が集中するいわゆる東京問題として起きており、その緩和については、偏在性の低い税目への税源交換を軸にすべきである。あわせて税収格差の要因となっている地方法人二税の一部譲与税化を含む見直しや東京都への行政任務の追加を検討すべき。

○その他

- ・ 国税と地方税の間の徴収面での協力を推進すべきではないか。